

# 山口県報

令和4年  
11月4日  
(金曜日)

## 目次

### ○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要  
(環境政策課) ……一



### 山口県告示第三百二十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年十一月四日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和四年十一月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 日鉄ステンレス株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所（光エリア）

所在地 光市大字島田三四三四番地

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

		脱窒処理施設					共同処理施設					種類	
処理前		処理後			処理前		処理後			処理前		項目	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	通	最大
七・四	〃	〃	〃	〃	〃	七・二	〃	二	〃	〃	〃	水素イオン濃度 (水素指数)	〃
九〃五	〃	〃	〃	〃	〃	五・六	〃	三〃一	〃	〃	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃
一四・五	〃	〃	〃	〃	〃	二二	〃	五三	〃	〃	〃	浮遊物質量 (mg/l)	〃
二〇	〃	〃	〃	〃	〃	二七	〃	九七	〃	〃	〃	窒素 (mg/l)	〃
二二・五	〃	〃	〃	〃	〃	一五	〃	二五三三、四三六	〃	〃	〃	窒素 (mg/l)	〃
四〇	〃	〃	〃	〃	〃	三〇	〃	五三	〃	〃	〃	窒素 (mg/l)	〃
四・五	〃	〃	〃	〃	〃	三	〃	二二二	〃	〃	〃	窒素 (mg/l)	〃
六〇	〃	一四〇	〃	〃	〃	〃	〃	二二二	〃	〃	〃	窒素 (mg/l)	〃
一〇一	〃	二二五	〃	〃	〃	〃	〃	二八二	〃	〃	〃	窒素 (mg/l)	〃
〇・四	〃	〃	〃	〃	〃	〇・五	〃	一・五	〃	〃	〃	窒素 (mg/l)	〃
〇・八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三・五	〃	〃	〃	窒素 (mg/l)	〃
一〇、〇一五	一一、九八六	一一、九八三	一二、一七二	一二、一六九	一二、一七二	一二、一六九	一二、一七二	一二、五六八	一二、五七一	一二、三六二	一二、一七二	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	〃
一一、八三六	〃	一六、七五二	〃	一六、九五九	〃	一六、九五九	〃	一七、三六二	〃	〃	〃	最大	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

		七四		種類	
変更後		変更前		項目	
変更後	変更前	変更後	変更前	通	最大
〃	七・二	〃	七・六	〃	〃
〃	五・六	〃	九〃五	〃	〃
〃	二二	〃	一一・六	〃	〃
〃	二七	〃	一四・九	〃	〃
〃	一五	〃	一四	〃	〃
〃	三〇	〃	三六	〃	〃
〃	二二二	〃	五	〃	〃
〃	二八二	〃	二〇	〃	〃
〃	〇・五	〃	〇・三	〃	〃
〃	一	〃	〇・六	〃	〃
一二、一七二	一二、一六九	六、五七七	六、五四四	〃	〃
〃	一六、九五九	九、五八四	九、五五一	〃	〃

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 1 排水口		排水口	
変更後	変更前	項目	
〃	七・四	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	八・五	常	最大
〃	七	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	二〇	常	最大
〃	一〇・六	通	浮遊物質 量(mg/l)
〃	三〇	常	最大
〃	四・五	通	鉱油類 量(mg/l)
〃	二〇	常	最大
〃	六〇	通	窒素 (mg/l)
〃	〇・三	常	最大
〃	八	通	燐 (mg/l)
〃	一〇、一一二	常	最大
〃	一四、六二	大	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

共同処理施設				〃				〃				オイルセパレーター・中和施設		
処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		変更後
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
〃	〃	〃	七・六	〃	〃	〃	七・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	九・五	〃	〃	〃	八・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	一一・六	〃	〃	〃	一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	一四・九	〃	〃	〃	一六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	一四	〃	〃	〃	一六・九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	三六	〃	〃	〃	四〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	四・四	〃	〃	〃	三・八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	五	〃	〃	〃	二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	二〇	〃	〃	〃	六〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〇・三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〇・六	〃	〃	〃	〇・七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六、五七七	六、五四四	六、五七七	六、五四四	〃	〃	〃	一八、三八八	一六、三〇五	一六、三三八	一六、三〇五	一六、三三八	一六、三三八	九、九九五	一〇、〇一五
九、五八四	九、五五一	九、五八四	九、五五一	〃	〃	〃	二六、五一七	一九、二七七	一九、三一一	一九、二七七	一九、三一一	一九、三一一	一一、八一四	一一、八三六

令和四年十一月四日発行

発行人所

山口県知事庁

No.10 排水口		No. 9 排水口		No. 8 排水口		No. 7 排水口		No. 5 排水口		No. 4 排水口		No. 3 排水口		No. 2 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	六・二	〃	八	〃	〃	〃	八・二	〃	七・六	〃	七・五	〃	〃	〃	〃
〃	八・五 五	〃	九 五	〃	〃	〃	八・五 七	〃	九 五	〃	八・五 五	〃	〃	〃	九 五
〃	二	〃	一〇	〃	〃	〃	二	〃	一・六	〃	一	〃	〃	〃	一四・五
〃	五	〃	二〇	〃	〃	〃	三	〃	一四・九	〃	一六	〃	〃	〃	〃
〃	一	〃	四〇	〃	〃	〃	四	〃	一四	〃	一六・九	〃	〃	〃	二二・五
〃	五	〃	四〇	〃	〃	〃	九	〃	三六	〃	〃	〃	〃	〃	四〇
〃	〇・五	〃	五	〃	〃	〃	検出せず	〃	四・四	〃	三・八	〃	〃	〃	〃
〃	三	〃	五	〃	〃	〃	二	〃	五	〃	二五	〃	〃	〃	六〇
〃	〃	〃	一〇	〃	〃	〃	四	〃	二〇	〃	六〇	〃	〃	〃	一〇一
〃	〇・二	〃	一	〃	〃	〃	〇・二	〃	〇・三	〃	〃	〃	〃	〃	〇・四
〃	〇・四	〃	二	〃	〃	〃	〇・四	〃	〇・六	〃	〇・七	〃	〃	〃	〇・八
〃	二二〇	〃	一	〃	一七六、八八〇	〃	一七五、二〇〇	六、五七七	六、五四四	〃	一八、三八八	一六、三〇五	一六、三三八	九、九九五	一〇、〇一五
〃	二二〇	〃	四三〇、〇〇〇	〃	一七八、五六〇	〃	一七五、二〇〇	九、八九二	九、八五九	〃	二七、三〇九	二〇、五九九	二〇、六三三	一二、六二五	一二、六四七